

# 佐川町歴史的風致維持向上計画 (第2期)



平成31年3月  
佐川町



## 目 次

序章 計画策定の目的	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	4
第1章 歴史的風致形成の背景	5
1. 自然的環境	5
2. 社会的環境	10
3. 歴史的環境	17
4. 文化財等の分布状況	37
第2章 維持及び向上すべき歴史的風致	42
1. 「文教」が醸し出す歴史的風致	43
2. 「古城山」にみる歴史的風致	69
3. 「商い」にみる歴史的風致	77
4. 「民俗芸能」にみる歴史的風致	87
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	99
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	99
2. 既存計画との関連性	101
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	104
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	105
第4章 重点区域の位置及び区域	106
1. 歴史的風致の分布	106
2. 重点区域の設定の考え方	108
3. 重点区域の位置及び範囲	109
4. 重点区域の指定の効果	112
5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	112

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 -----	1 1 4
1. 佐川町全体に関する事項 -----	1 1 4
2. 重点区域に関する事項 -----	1 1 4
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 ----	1 2 8
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方 --	1 2 8
2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業 -----	1 3 1
（1）歴史的建造物等の保存・活用に関する事業 -----	1 3 1
（2）歴史的資源等の保全・整備・活用に関する事業 -----	1 3 3
（3）歴史と伝統を反映した人々の活動に関する事業 -----	1 3 7
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針-----	1 3 9
1. 歴史的風致形成建造物の指定 -----	1 3 9
2. 歴史的風致形成建造物指定候補一覧 -----	1 4 1
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項-----	1 4 4
1. 基本的な考え方 -----	1 4 4
2. 個別的事項 -----	1 4 4
3. 届出不要の行為 -----	1 4 5
4. 指定の解除 -----	1 4 6

## 序章 計画策定の目的

### 1. 計画策定の背景と目的

佐川町<sup>さかわちょう</sup>は、平成 20 年に公布・施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」（以下「歴史まちづくり法」）に基づき、「佐川町歴史的風致維持向上計画（第 1 期）」を策定し、平成 21 年 3 月 11 日にその認定を受けた。

その後、一度の変更認定を経て、10 カ年にわたり各種事業に取り組んできた。

それらの取組は、歴史的建造物の減失や伝統文化の喪失等に対する懸念を背景に、それらの保存・活用を図り佐川町の歴史的風致の維持及び向上を図ろうという目的に基づくものであった。

具体的には、歴史的風致維持向上計画重点区域内において、旧造り酒屋商家の居宅を買い取り、修理・整備・耐震補強を施し、観光の事務所兼土産ショップ兼喫茶として活用した事業、佐川町の歴史的風致維持向上計画に賛同し町に寄贈を受けた歴史的建造物を修理・整備・耐震補強し、雑貨店舗兼喫茶として活用した事業などを実施した。また、牧野公園<sup>まきのこうえん</sup>においては、遊歩道や道路の整備、多種の桜や佐川町出身の世界的植物学者牧野富太郎<sup>まきのとみたろう</sup>博士ゆかりの植物の植栽等をボランティアと共に実施した。

以上の取組の結果として、次のような効果が挙げられる。まず、歴史的建造物の減失を防ぐことができ、その保存・活用が図れたこと。事実、この 10 年間で重点区域内の建造物の減失は 1 件もおきていない。次に、観光客が飛躍的に増加したこと。かつては見なかった大型バスによる観光を度々目にし、NPO による町並み歩きガイドをよく見かけるようになった。そして、第一は、重点区域を中心として一層歴史的風致が醸し出されてきたことである。

しかしながら、残る課題として、次のことが挙げられる。高知県内では、佐川町は、白壁の酒蔵の町として知られている。しかし、肝心の地元酒造会社の酒蔵群についての保存・活用の取組が、第 1 期計画においてはほとんど進捗しなかった。これらの酒蔵群は老朽化しており、減失の可能性もはらんでいて、対策が急務である。また、民俗芸能については、小学校での「伝統こども教室」等の取組をおこなっているが、後継者不足・高齢化等の課題は残っている。

これらの残る課題や新たな課題も含めて、その解決を図ることをめざしていく。そのためには、「文教の町」といわれている本町として、更に人づくり町づくりに力を入れ、今まで歩んできた歴史的風致の維持及び向上の取組を、継続的、発展的に推進することを目途に、「佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定する。

## 2. 計画期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間とする。

## 3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局であるチーム佐川推進課（企画部署）、産業建設課（事業部署）、教育委員会事務局（文化財部署）の連携により、計画素案の検討・作成を行い、庁内の合意形成を図った。

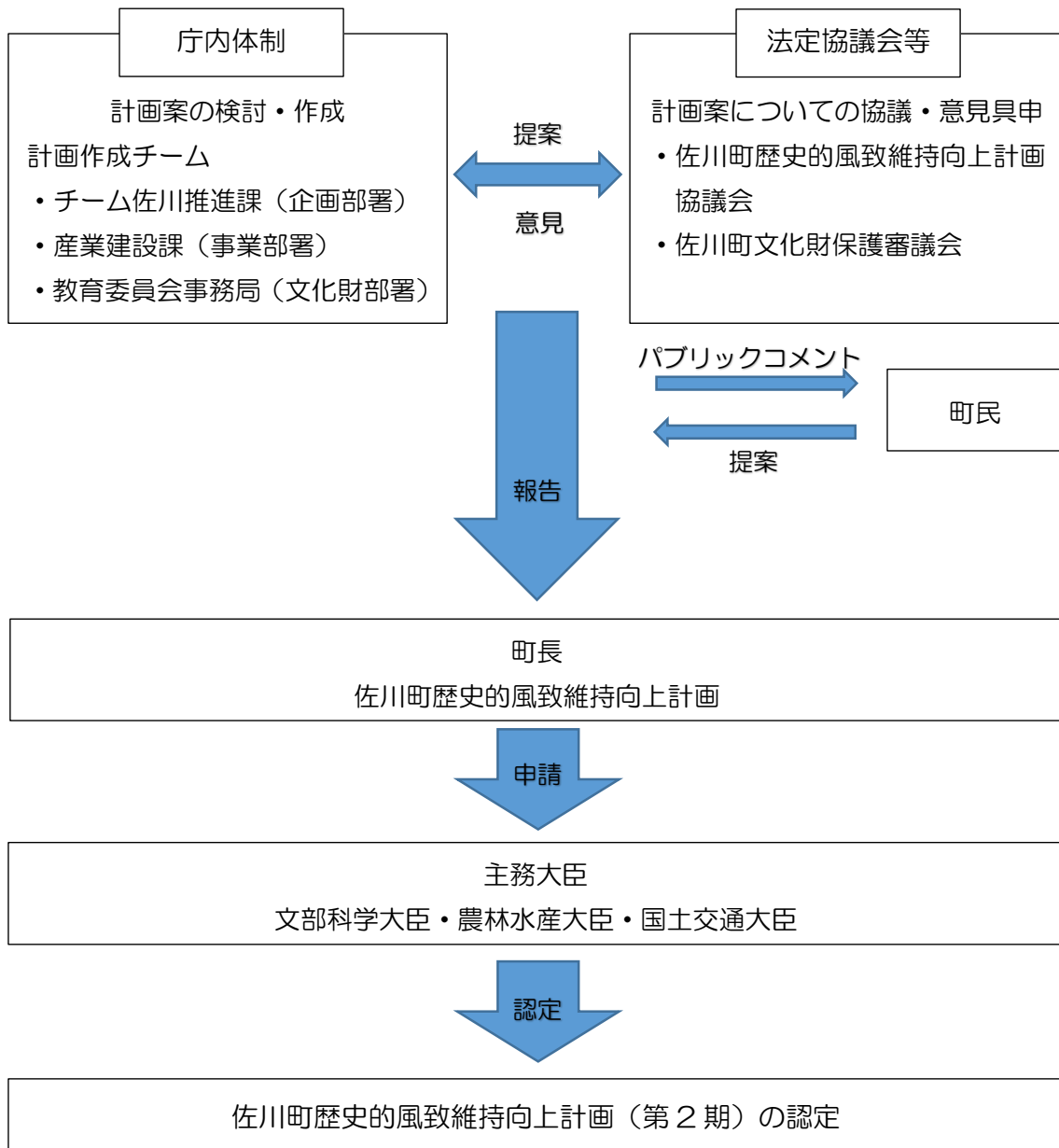
その後、歴史まちづくり法第11条に基づく法定協議会である「佐川町歴史的風致維持向上計画協議会」で協議し、「佐川町文化財保護審議会」から意見聴取した後、パブリックコメントを実施し、佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）を策定した。

### 佐川町歴史的風致維持向上計画協議会委員名簿

氏名	所属	氏名	所属
宇賀さよ子	NPO法人佐川くろがねの会副理事長	竹村脩	重要文化財建造物所有者
大原淑道	企画本舗さかわ屋会長	中澤一真	佐川町副町長
大山端	（一社）さかわ観光協会会長	永田耕朗	佐川町議会議長
大山征彦	佐川町文化財保護審議会会長	廣田佳久	高知県教育委員会文化財課専門企画員
岡崎笑顔	佐川町男女共同参画推進委員会委員長	堀見昇出	佐川町商工会会長
川井正一	佐川町教育長	山岡徳生	司牡丹酒造（株）専務取締役
川崎まり	佐川町商工会女性部長	吉野毅	NPO法人佐川くろがねの会理事長

会長：吉野 毅      副会長：大原 淑道

## 佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）策定体制



#### 4. 計画策定の経緯

##### (1) 第1期計画

平成20年 5月23日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
平成20年 11月 4日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」施行
平成21年 3月11日	「佐川町歴史的風致維持向上計画」(第1期)の認定
平成26年 3月31日	「佐川町歴史的風致維持向上計画」(同)の変更の認定

##### (2) 第2期計画

平成29年度	年度内10回の「庁内会議」を開催
平成30年 3月30日	「佐川町歴史的風致維持向上計画協議会」の開催
平成30年度	年度内6回の「庁内会議」を開催
平成31年 1月21日	「佐川町歴史的風致維持向上計画協議会」の開催
平成31年 1月22日	「佐川町文化財保護審議会」に意見聴取
平成31年 1月30日～	佐川町ホームページ上で「佐川町歴史的風致維持向上計画
平成31年 2月 8日	(第2期)」のパブリックコメントを実施
平成31年 2月15日	「佐川町歴史的風致維持向上計画(第2期)」の認定申請
平成31年 3月26日	「佐川町歴史的風致維持向上計画(第2期)」の認定



【歴史的風致維持向上計画協議会の様子】



【庁内事務局会の様子】